

第3期 宇都宮市 子ども・子育て支援事業計画 の策定について

令和6年11月6日
子ども部 保育課

● 全体スケジュールについて

項 目	子・子会議 付議予定月	取 り 扱 う 主 な 内 容
計 画 概 要	6月	・子ども・子育てを取り巻く社会状況等について ・課題の総括と対応方針について
計 画 骨 子	8月	・教育・保育提供区域について ・各事業の量の見込みと確保方策について
全 体 像	11月	・計画の全体像について ・関連施策の展開, 計画の推進体制について
パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト の 実 施		
計 画 策 定	2月	・パブリックコメントの結果について ・計画の最終案について

◎ 計画の特徴

① 年間を通した待機児童ゼロの継続

第2期計画に基づく取組の結果、令和4年度以降、**年間を通した待機児童ゼロ**を達成しているところであるが、少子化トレンドの反転に向け、子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、これまで以上に重要になっていることから、発達支援児や駅周辺における自動車を利用しない世帯の保育ニーズなど、**多様なニーズ**への対応を含め、引き続き、**保育所等を利用したい全ての家庭が保育所等を利用できる**体制を確保できる計画とした。

② 新たな制度（こども誰でも通園制度）の円滑な実施

0歳6か月～満3歳未満の児童が、保護者の就労条件等に関わらず月一定時間、保育所等を利用できる「**こども誰でも通園制度**」が令和8年度から本格実施となり、2年間は経過措置期間となる中、子育てしやすいまちとして、実施初年度から利用したい人利用できるよう、計画的に「試行的事業」を実施し、供給体制を確保していくことなど、新たに開始される制度・事業についても計画期間を通して、万全の体制で実施できる計画とした。

③ 保育の質の確保・向上に向けた、「人づくり」と環境整備

児童人口の減少に伴い、保育政策における力点が「量の拡大」から「質の向上」への推移する中、担い手となる保育士が、**キャリアの形成**や**スキルの向上**に向け、高い意欲を持って就労できる環境を整えるとともに、「**保育所における質の向上のためのアクションプログラム**」に基づく公開保育・各種研修などの取組や、**保育所における児童の安全確保に向けた取組**を計画的に推進していくことにより、これまで以上に質が高く、安心できる保育を提供する体制を確保できる計画とした。

第3期 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画の策定について

◎ 計画の構成

第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

第2章 これまでの施策の実施状況 及び社会状況の変化を踏まえた課題 と対応方針

- 1 教育・保育の実施状況
- 2 子ども・子育て関連事業の実施状況
- 3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等
- 4 「子ども・子育て支援に係るニーズ調査」
の結果の概要
- 5 課題と対応方針の総括

第2部 施策の推進

第1章 計画の目標

- 1 計画の目標

第2章 教育・保育施設の利用に係る 量の見込み及び供給体制の確保方策

- 1 教育・保育提供区域について
- 2 量の見込み、供給体制の確保内容について
- 3 供給体制の確保に関連する事項

第3章 各種子ども・子育て支援事業等 に係る量の見込み及び供給体制の確保 方策

- 1 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域
について
- 2 量の見込み、供給体制の確保内容について

第3期 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第4章 関連施策の展開

- 1 保育士確保の推進
- 2 保育の質の確保に向けた取組の推進
- 3 保育所等における児童の安全確保の推進
- 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策
- 5 幼保小連携の取組の推進
- 6 ワーク・ライフ・バランスの確保に関する施策との連携

第5章 計画の総合的な推進体制

- 1 計画の周知と啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映
- 5 S D G s との整合
- 6 ウェルビーイング向上への貢献

第1部 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第2期計画に基づく取組の結果、令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成しているところだが、少子化トレンドの反転に向け、子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、これまで以上に重要になっていることから、待機児童ゼロの継続は元より、令和8年度から新たに実施されることとなった「こどもの誰でも通園制度」の実施などを含め、多様なニーズに対応できる体制を計画的に確保していくため、第3期計画を策定する。

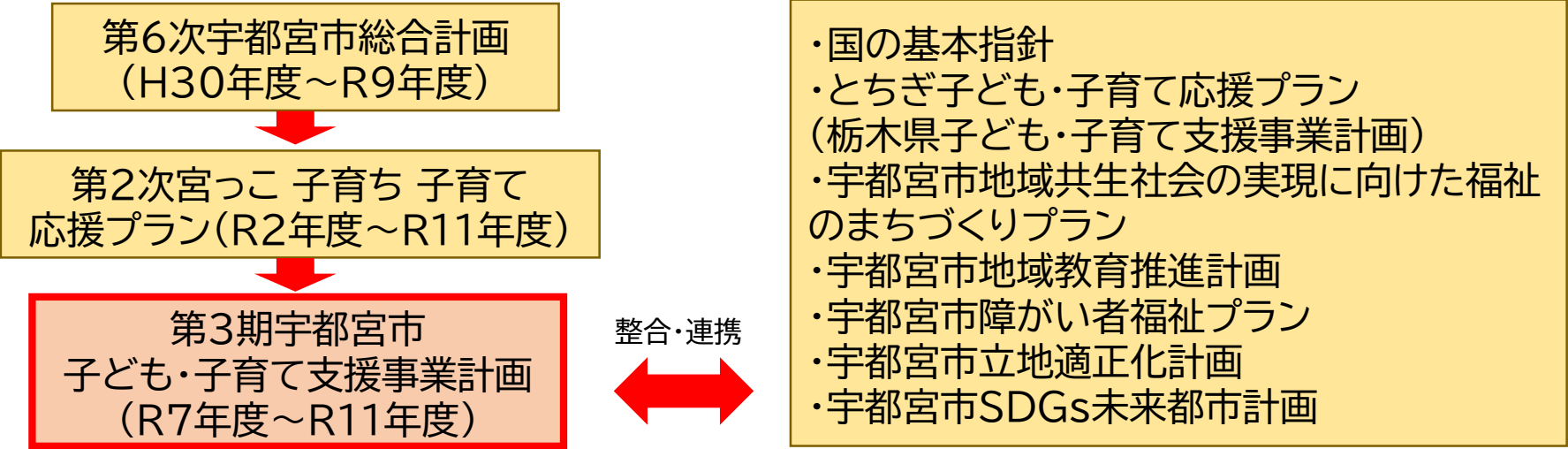
2 計画の位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する、法定の需給計画
- ・ 全ての子育て家庭が利用したい時に利用したい子育てサービスを利用できる体制を確保していくため、教育・保育施設への入所と地域子ども・子育て支援事業の需給（量の見込みと確保方策）及び関連施策について位置づけるもの
- ・ 上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」「第2次宮っこ 子育て 子育て応援プラン」と整合



第1部 第1章 計画の概要

2 計画の位置付け



3 計画の期間

令和 7 年度から令和 1 1 年度 (5 年間)

4 計画の策定体制

子ども・子育て支援に係るニーズ調査の実施, 子ども・子育て会議における意見聴取, パブリックコメントの実施

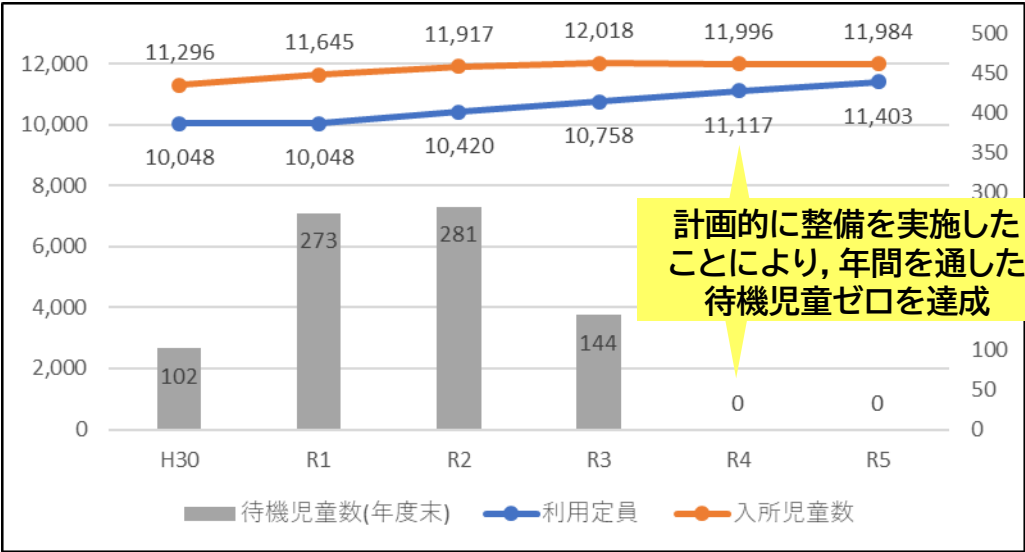
第1部 第1章 計画の概要

◎ 計画における事業体系

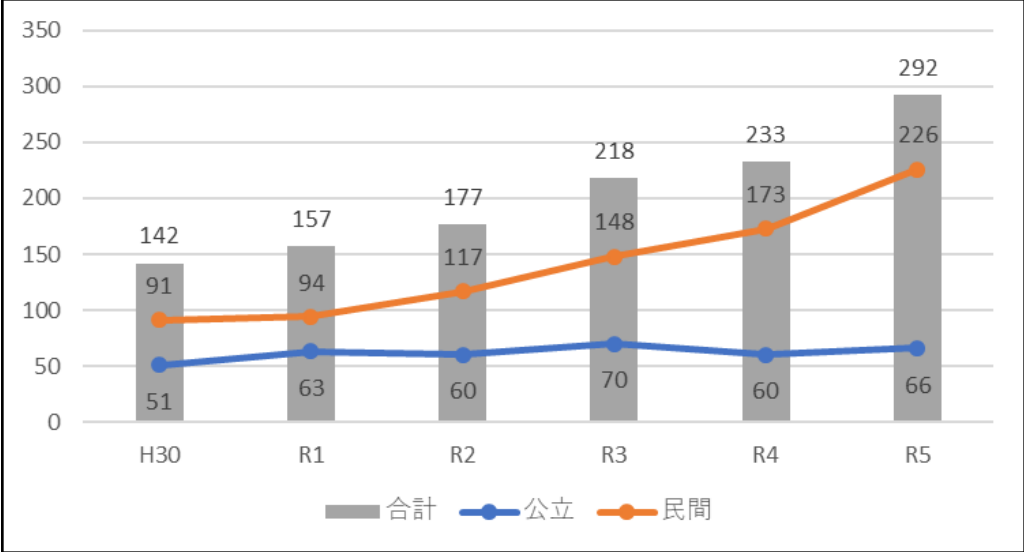
事業名	事業概要
子ども・子育て支援法 第61条第2項第1号に定める 「教育・保育施設の入所」	(1) 幼児期の学校教育・保育（1号認定） 3～5歳児の幼稚園利用 (2) 幼児期の学校教育・保育（2号認定） 3～5歳児の保育利用 (3) 幼児期の学校教育・保育（3号認定・0歳） 0歳児の保育利用 (4) 幼児期の学校教育・保育（3号認定・1歳） 1歳児の保育利用 (5) 幼児期の学校教育・保育（3号認定・2歳） 2歳児の保育利用 第3期計画から 1歳・2歳が細分化
同第2号に定める 「地域子ども・子育て 支援事業」	(6) 利用者支援事業 (7) 地域子育て支援拠点事業 (8) 妊婦健康診査 (9) 乳児家庭全戸訪問事業 (10) 養育支援訪問事業 (11) 子育て支援短期入所事業 (12) ファミリーサポートセンター事業 (13) 一時預かり事業（幼稚園型） (14) 一時預かり事業（一般型） (15) 延長保育事業 (16) 病児保育事業 (17) 放課後児童健全育成 (18) 実費徴収補足給付事業 (19) 多様な主体の参入促進事業 ※需給管理の対象外 (20) 子育て世帯訪問支援事業 (21) 児童育成支援拠点事業 (22) 親子関係形成支援事業 (23) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (24) 妊婦等包括相談支援事業 (25) 産後ケア事業 第3期計画から新たに 対象となったもの
その他の事業	(26) 休日保育

1・2 教育・保育及び子ども・子育て関連事業の実施状況

- 第2期計画に位置付けた施策は、「幼児期の学校教育・保育」や「妊婦に対する健康診査」などの **18施策**で構成されている中、直近の実績（令和5年度）において、**全ての計上事業で計画値以上の確保方策または利用実績を満たす確保方策が備えられており、適切に事業を実施することができている。**
- 保育については、計画に基づき供給体制の確保を図ったことにより、**令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成**し、**発達支援児保育**などの多様なニーズに対しても、適切に対応した。



【表1】各年度の保育利用定員数・入所児童数と年度末における待機児童数の推移(保育課)



【表2】発達支援児の入所数(各年度3月末時点)(資料: 保育課)

3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

(1) 国の動向

令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、少子化対策・経済成長実現に向けた各種施策の体系が示され、児童手当の拡充など経済的支援の強化のほか、保育士配置基準の見直し（3歳児：20対1→15対1、4・5歳児：30対1→25対1）や「こども誰でも通園制度」※（令和8年度から本格実施予定）などの内容が盛り込まれた。

(2) 本市の現状

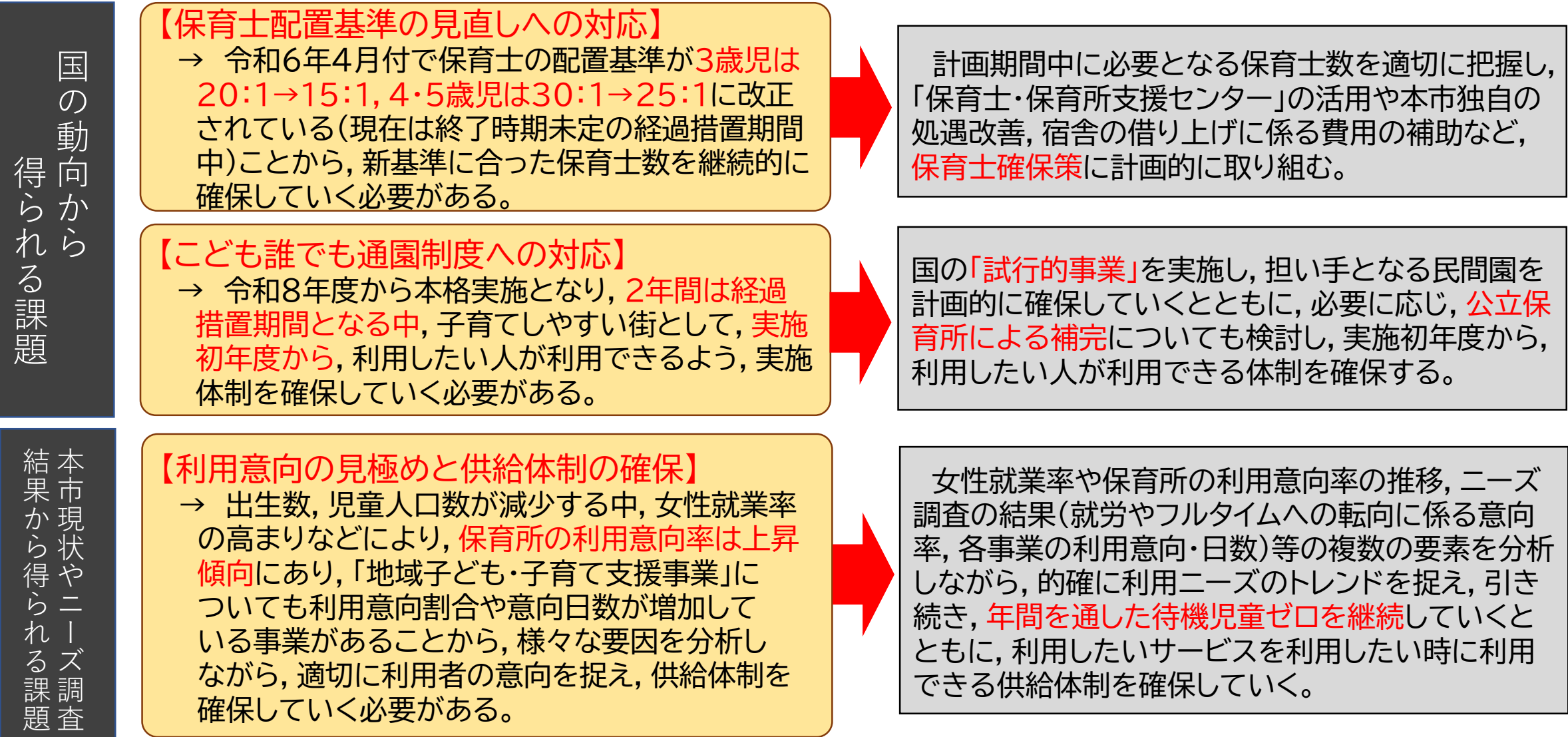
出生数・未就学児童数ともに減少傾向にある中、女性就業率の高まりや子育て家庭の核家族化の進展などから、保育所等を利用する児童の数は令和4年まで増加傾向にあり、令和5年以降も横ばい（約12,000人）で推移した。

4 「子ども・子育て支援に係るニーズ調査」の結果概要

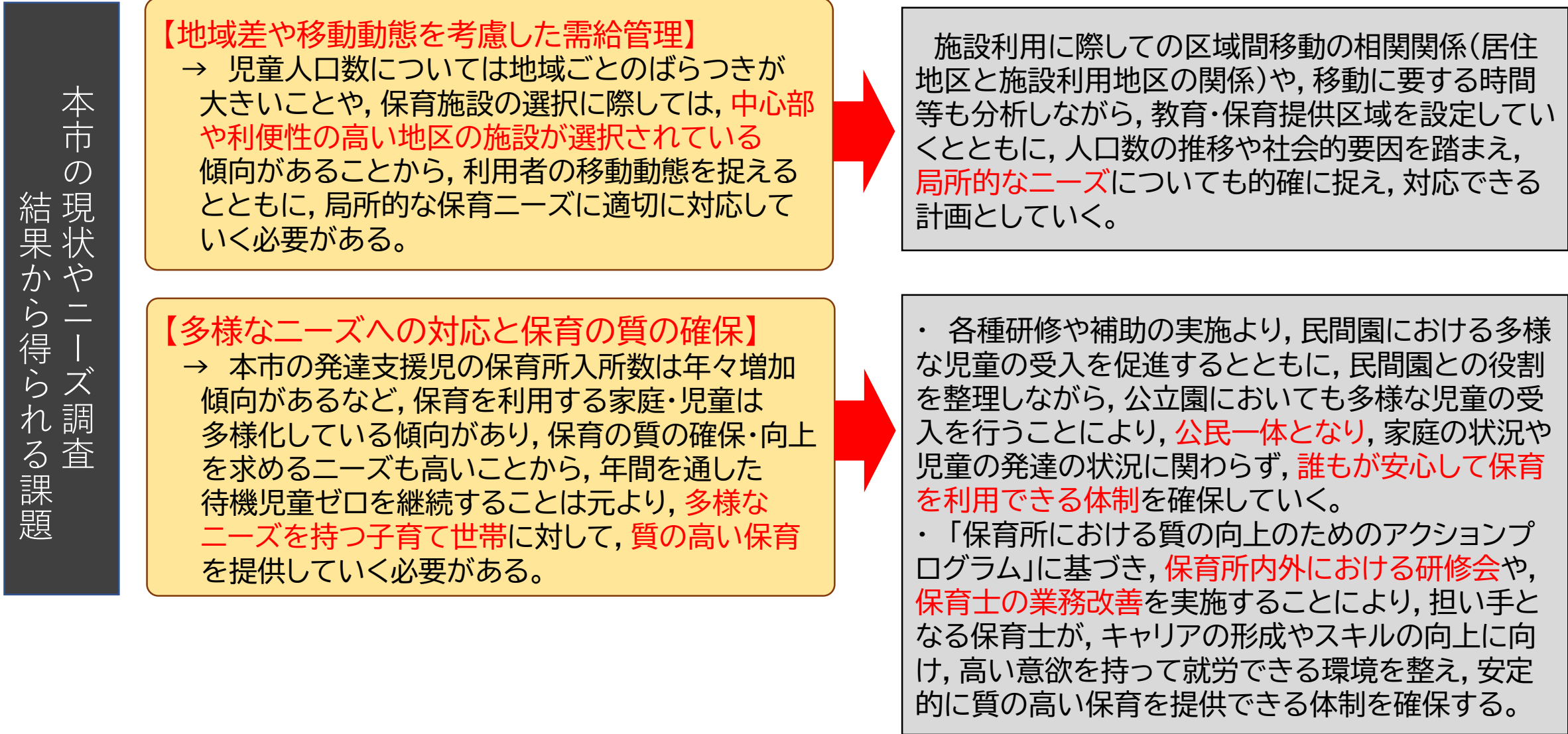
- ・ 女性就業率（66.4%→71.0%）やフルタイムで就労する女性の割合（39.1%→43.9%）は上昇
- ・ 利便性の高い区域の保育施設の利用意向が高く、駅周辺の地区における自動車を利用しない世帯の保育ニーズが増加
- ・ 病児保育の利用意向率や子育てサロンの利用意向日数など、一部の指標が上昇
- ・ 保育の質の確保・向上に繋がる取組の充実・強化を求める意見が増加

※ 0歳6か月～満3歳まで未就園児（保育所等を利用していない児童）を養育する世帯が、就労状況に関わらず、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな通園給付で、子育て世帯の負担軽減・不安解消等を目的として実施されるもの

5 課題と対応方針の総括



第1部 第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針



第2部 第1章 計画の目標

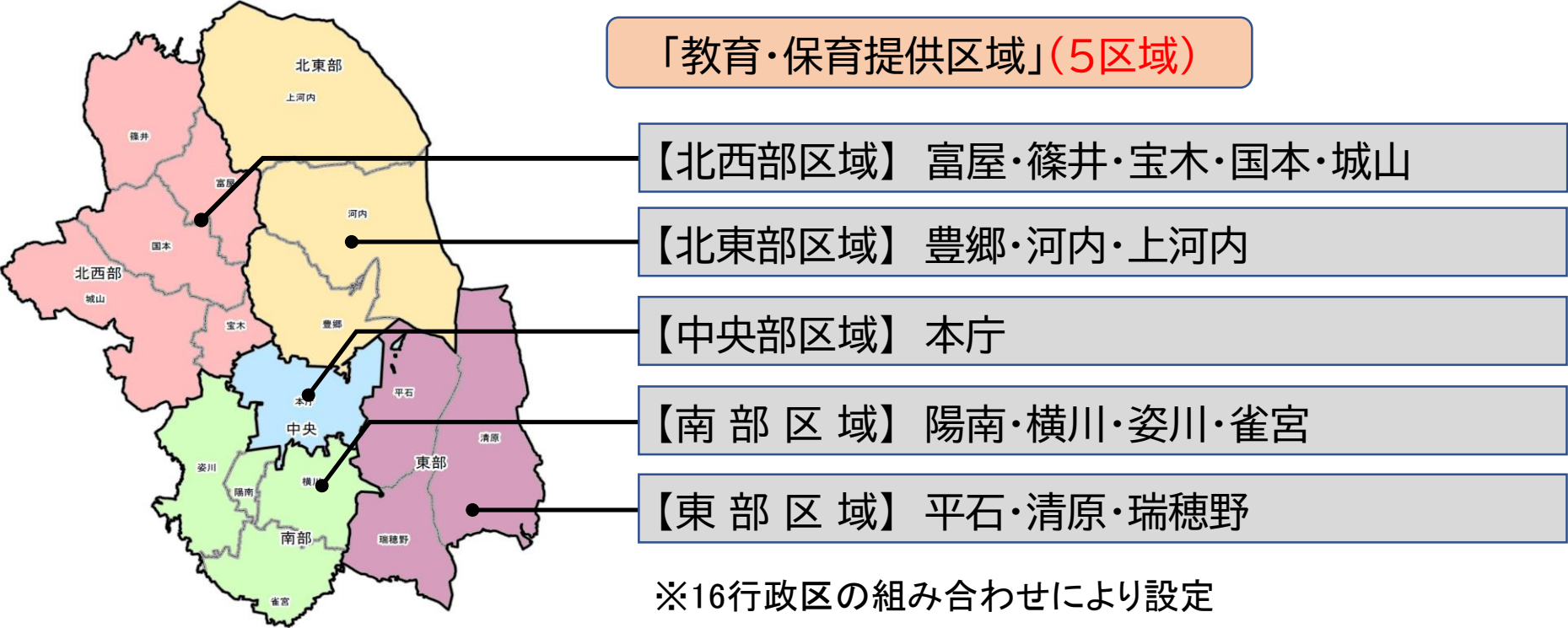
全ての子育て家庭が、利用したい時に利用したい子育てサービスを利用でき、安心して子どもを生み、育てられる環境を確保していく必要があることから、本計画の目標を次のとおり定めることとする。（第2期計画における目標と同様）

区 分	目 標
幼児期の学校教育・保育（保育所や幼稚園，認定こども園等への入所）	年間を通した待機児童ゼロの維持（継続）
地域子ども・子育て支援事業等（休日保育含む）	必要な家庭が利用したい時に利用できる体制の維持（継続）

→ 現状，この目標を達成できている（＝望ましい姿である）ことから，第3期計画期間中においても，この状態を維持していくことを目標とする。

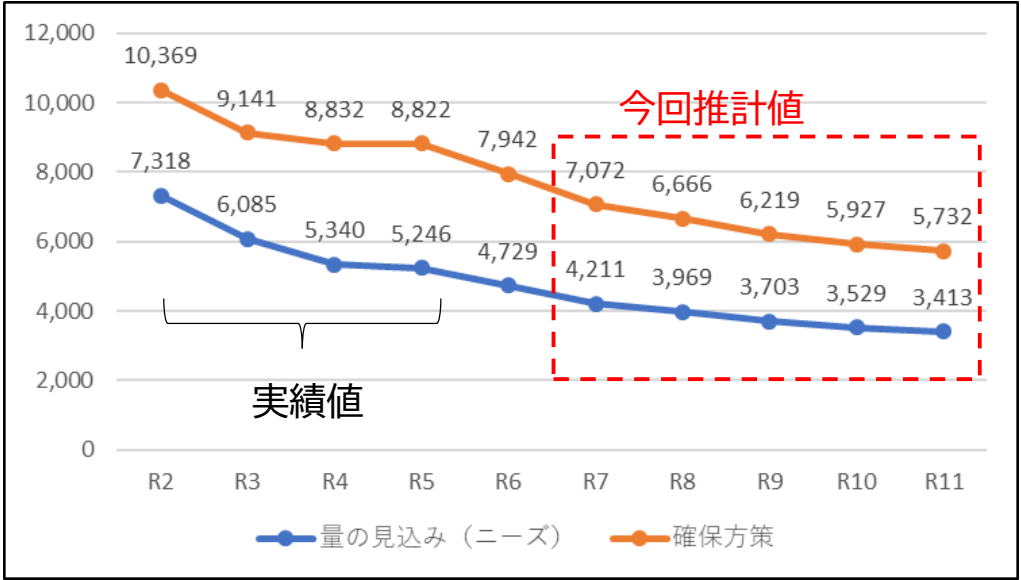
1 教育・保育提供区域について

- 「幼児期の学校教育・保育」や、それと密接に係る事業については、地理的条件、通園手段、現行の施設利用状況や教育・保育施設の分布状況などを勘案して定める「**教育・保育提供区域**」に基づき需給管理を行うこととなっている。
- 第2期計画において、「教育・保育提供区域」は行政区の組み合わせにより、**5区域体制**としており、直近におけるニーズ調査の結果や施設の利用実態から、保護者の送迎手段や地区間の移動動態に大きな変化がないことから、**第3期計画においても引き続き、現行の5区域設定により需給管理**を行っていく。

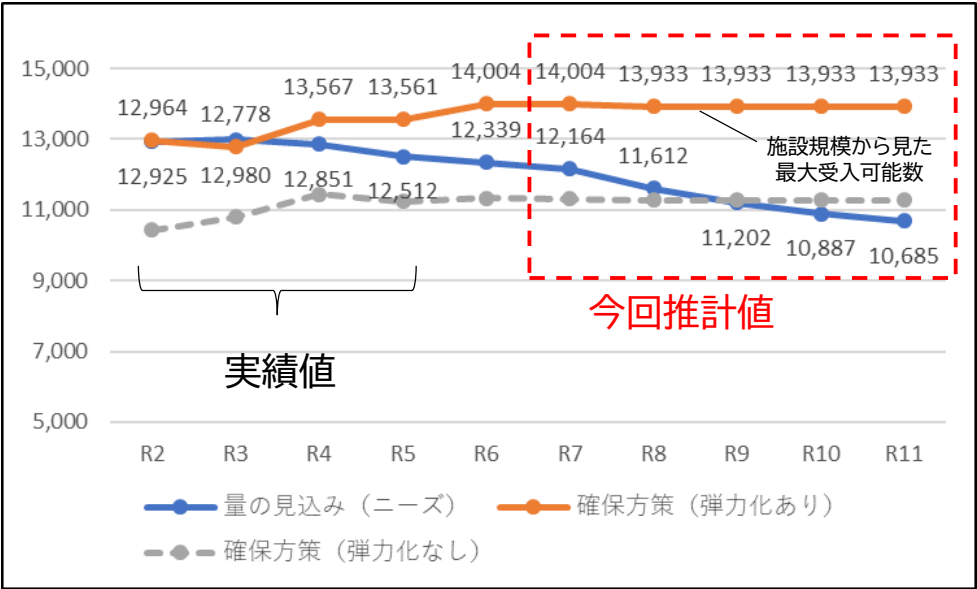


2 量の見込み, 供給体制の確保内容について

(1) 3～5歳児の教育(幼稚園)の利用



(2) 0～5歳児の保育の利用



需給の見通し

- ・教育(幼稚園)の利用意向については、利用意向率の低下により減少傾向が続き、**利用ニーズに対し、供給(定員枠)が大きく上回る見通し**
- ・保育については、利用意向率の上昇から、**令和7年度現行とほぼ同程度の12,000人余**となり、利用定員の弾力化を要するが、**計画期間後半はニーズが減少傾向**となり、利用ニーズが正規の利用定員枠に収まる見通し

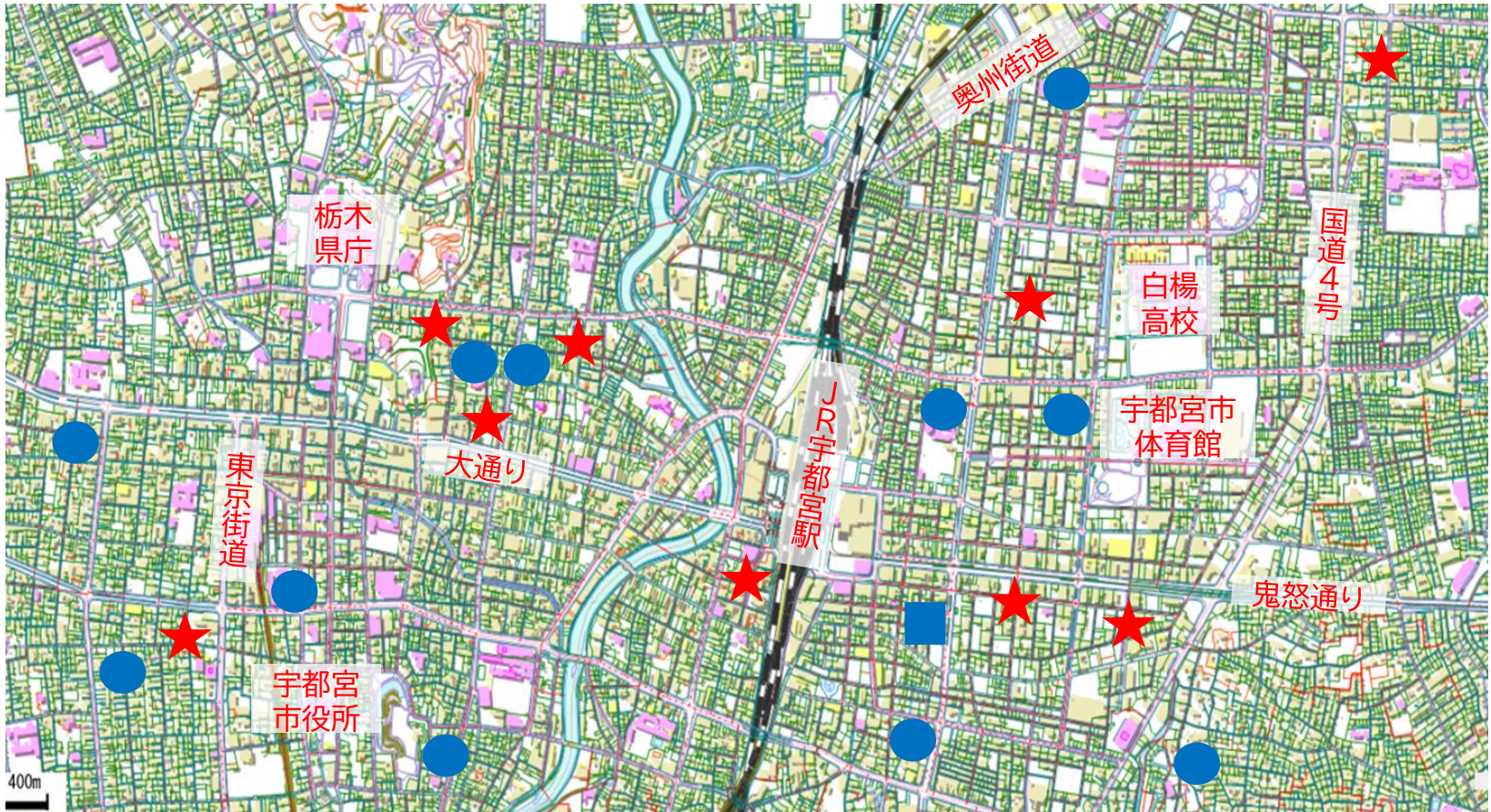
取組の方向性

- ・教育(幼稚園)については、利用ニーズが減少していく見通しであることを踏まえ、事業者からの相談に応じ、利用定員の見直しを図ることなどにより、**事業規模の適正化**を図る。
- ・保育については、**計画期間前半は「利用定員の弾力化」を活用**しながらニーズに対応し、**計画期間後半**においては、入所児童数が正規の定員枠に収まる見通しとなるが、令和8年度からの「**こども誰でも通園制度**」の本格実施などを見据え、現状では、**現行体制の維持**を基本としていく。

第2部 第2章 教育・保育施設の利用に係る量の見込みと供給体制の確保方策

(3) 駅周辺における局所的な保育ニーズについて

- ・ **J R 宇都宮駅周辺**においては、大型マンションの建築状況などから、今後も**世帯の増加**が見込まれ、このうち「自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」は**駅西地区で約30名、駅東地区で約35名程度が見込まれるが**、第3期計画期間中においては、既存施設における**「利用定員の弾力化」**と**「送迎保育」**を活用することにより、対応できる見通しとなっている。



★

… 令和6年1月以降に建築された(または竣工予定の)50戸以上のマンション
(建築確認資料, 民間事業者HPより)

●

… 保育所, 認定こども園等

■

… 送迎保育ステーション

3 供給体制の確保に関連する事項

(1) 幼稚園の認定こども園移行や認可外保育施設の認可移行に係る考え方について

項 目	現行計画（第2期計画）における考え方	第3期計画における考え方
幼稚園の認定こども園への移行について	待機児童解消のための供給体制の確保方策として、補助整備を含め、積極的に移行を推進する。 ➤ 計画期間中、11施設が移行（うち5施設が補助整備）	計画期間中、保育ニーズに対し十分な供給体制を確保できる見通しであることから、各施設の安定的な運営を鑑み、新たな受入枠の設定を伴う移行については、需給計画を踏まえ判断することとする。
認可外保育施設の認可移行について	認可外保育施設は認可保育所の補完を行う役割を担っており、質の確保・向上の観点から、意向促進を検討。 ➤ 事業者からの意向のなかったため、移行実績なし	（幼稚園が在園児のニーズに対応するため、運営規模を維持したまま認定こども園に移行するケースなど、需給計画に影響のない移行については、原則、認める。）

第2部 第2章 教育・保育施設の利用に係る量の見込みと供給体制の確保方策

(2) 公立保育所のあり方について

項 目	現行計画（第2期計画）における考え方	第3期計画における考え方
公立保育所の役割について	保育ニーズへの調整的機能やセーフティネット機能、民間保育所の支援・連携機能など、民間園の補完を行う役割 ※ 公立園と民間園がそれぞれの特徴や強みを活かしながら、多様なニーズに対し効果的・効率的に対応していく。	引き続き、第2期計画と同様とするが、「保育園ニーズへの調整的機能」については、これまで「待機児童解消のための弾力化の活用」を中心としてきた中、第3期計画期間中においては、保育ニーズが減少傾向となることから、利用定員の範囲内での受入を基本としていくとともに、民間施設の安定運営を鑑み、必要に応じ、利用定員の引下げについても検討していく。
公立保育所の配置について	基幹園（公的役割を存続させる園）4園、当面存続園（将来的に民営化や統廃合を検討する園）6園の計10園体制でスタート ➤ 施設の老朽化等により、区域の保育ニーズに応えることが難しくなっていた松原保育園・東浦保育園については民営化を決定（計10園→計8園）	保育ニーズについては計画期間中、減少傾向となる中、令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度」の供給体制の確保について、公立保育所を含めて検討していくことなどから、第3期計画期間中においては現状（8園体制）の維持を基本としていく。

第2部 第3章 各種子ども・子育て支援事業等に係る量の見込み及び確保方策の内容

区 分	事 業 概 要
児童人口が減少する中、それを超える利用意向率の上昇により、直近実績と比較して「量の見込み」が増加するもの	(17) 放課後児童健全育成事業
新型コロナウイルスの5類移行に伴う利用者数の回復に伴い、直近実績と比較して「量の見込み」が増加するもの	(7) 地域子育て支援拠点事業 (16) 病児保育事業
児童人口が減少する中、利用意向率・日数等が上昇することなどにより、直近実績と概ね同等の「量の見込み」となるもの	(6) 利用者支援事業 (10) 養育支援訪問事業 (11) 子育て支援短期入所事業 (13) 一時預かり事業（幼稚園型） (15) 延長保育事業 (18) 実費徴収補足給付事業 (26) 休日保育
児童人口が減少する中、利用意向率・日数等が現行と同等又は低下することから、直近実績と比較して「量の見込み」が減少するもの	(8) 妊婦健康診査 (9) 乳児家庭全戸訪問事業 (12) ファミリーサポートセンター事業 (14) 一時預かり事業（一般型）
第3期計画から新規に追加となるもの	(20) 子育て世帯訪問支援事業 (21) 児童育成支援拠点事業 (22) 親子関係形成支援事業 (23) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (24) 妊婦等包括相談支援事業 (25) 産後ケア事業

現行体制(施設数や実施場所)を維持することにより、「量の見込み」に対応できる見通し

計画的に供給体制の確保を行うことにより、「量の見込み」に対応できる見通し

第2部 第3章 各種子ども・子育て支援事業等に係る量の見込み及び確保方策の内容

需給の見通し	- 第2期計画から継続実施となる事業については、利用意向率の上昇（放課後児童健全育成事業）、新型コロナの5類移行に伴う利用者数の回復（地域子育て支援拠点事業、病児保育事業）により、令和5年度実績に比べてニーズが増加するものがあるが、いずれの事業についても、現行体制（施設数や実施場所）を維持することにより、ニーズに対応できる見通し - 第3期計画から新たに追加となった事業（児童育成支援拠点事業等）については、「量の見込み」に対応できるよう、実施体制を確保していく必要がある。
取組の方向性	- 第2期計画から継続実施となる事業については、「量の見込み」に対して十分な供給体制が確保されており、一部の事業（子育て短期支援事業、一般型一時預かり保育事業）については、計画期間中、「量の見込み」に対し供給数（最大利用可能数）の余裕が大きくなるが、実際のニーズに応じた規模での実施が可能であることや、施設配置等から、現行体制（施設数や実施場所）の維持を基本としていく。 - 第3期計画から新たに追加となった事業については、計画的に実施体制の確保に取り組む。 ※ このうち、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、国において2年間（令和8・9年度）は縮小実施ができる経過措置を取る考え方が示されているが、実施初年度から利用したい人が利用できるよう、国の試行的事業を活用するなどしながら、計画的に実施体制の確保に取り組んでいく。

※ 地域子ども・子育て支援事業等の詳細な量の見込みと確保方策については別紙2-2を参照

第2部 第4章 関連施策の展開

1 保育士確保の推進

「**こども誰でも通園制度**」への対応も含め、担い手となる保育士を安定的に確保していくため、「新規確保」や「定着支援」の各視点から、保育士確保策を推進する。

2 保育の質の確保に向けた取組の推進

「**保育所における質の向上のためのアクションプログラム**」に基づき、各種研修や公開保育等を実施し、保育士のスキルアップを支援することで、保育の質の確保や向上を図る。

3 保育所等における児童の安全確保の推進

誰もが安心・安全に保育を受けられる体制を確保していくため、キッズゾーンの整備や老朽化した施設の改修、食物アレルギー対応マニュアルに基づく食事提供等を推進する。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の推進

発達支援児保育や医療的ケア児保育など、保育を利用する家庭、児童が多様化していることから、相談支援体制や関係機関との連携を図るとともに、保育所等における受入体制の確保を図り、子どもの発達状況等に関わらず、誰もが安心して保育を受けることができる体制づくりを推進する。

5 幼保小の連携

6 ワーク・ライフ・バランスの確保に関する施策との連携

第2部 第5章 計画の総合的な推進体制

1 計画の周知の啓発

各種支援策について広く周知するとともに、必要な方に適切な情報が届くよう、関係者や関係団体への周知、広報誌、ホームページへの掲載や「子育てLINE 教えてミヤリー」の活用など、**広く機会を捉え、計画の効果的な周知と意識の啓発に努める。**

2・3 計画の推進体制

本計画に位置付けた事業の推進にあたり、庁内の関係部局が連携して横断的に取り組む必要があることから、計画の進捗状況を把握し、関係部局が連携を図っていく。

・ また、計画の進捗状況については、「**子ども・子育て会議**」において報告し、ご意見をいただきながら、計画の推進に努めていく。

4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映

進捗報告時に「子ども・子育て会議」からいただいたご意見などを踏まえ、必要な施策を講じるとともに、計画を推進していく中で、「量の見込み」と実績の乖離が生じるなどの場合においては、国の指針を踏まえ、**計画の中間見直し**を実施していく。

5 SDGsとの整合

本計画の推進にあたっては、総合的かつ効果的な取組の推進を図るものとして策定された「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合・連携を図るものとする。



6 ウェルビーイング向上への貢献

本計画に位置けた各施策・事業の推進により、「子育て支援・補助が手厚い」「私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる」等の指標の改善を図り、ウェルビーイング（地域幸福度）の向上を図るものとする。

